

保育の必要性の証明願 チェックシート

1 申請要件について確認後、□に✓をしてください。

確認事項	確認済
申請児童は下記①、②のどちらかに在籍している、またはする予定である。 ① 幼稚園が実施する定期利用保育の0歳児から2歳児クラス ② 幼稚園の満3歳児クラス（3歳の誕生日の前日から最初の3月31日まで） ※申請児童が年少クラス以上の場合・・・子育てのための施設等利用給付認定（2号認定）の対象 ※上記①か②に該当し、かつ非課税世帯の場合・・・子育てのための施設等利用給付認定（3号認定）の対象	□

2 申請に必要な書類について確認後、□に✓をしてください。

確認事項	確認済
「保育の必要性証明願」の必要事項を記入した。	□
保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書・診断書等）を同封した。 ※保護者全員分の書類が必要となります。 詳しくは「保育を必要とする事由を証明する書類」をご確認ください。 ※単身赴任等で配偶者と別住所となっている場合や、婚姻届を提出せずに同居し生活を共にしている場合も、それぞれが「保護者」に該当します。	□
申請者は、申請児童の扶養義務者である。 ※扶養義務者が祖父母等である場合は、扶養義務者が申請してください。	□

3 保育を必要とする書類の内容

認定事由に該当する項目を確認後、□に✓をしてください。

(1) 就労・育児休業を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
① 契約勤務時間は月48時間以上である。 ※月の就労実績時間が48時間に満たない場合は幼稚園係にお問合せください。	□	□
② 直近3か月の勤務実績が契約勤務時間を満たしている。 <u>満たしていない場合は、その理由が備考に記載されている。</u> ※今後就労を予定されている場合は、実績欄に就労見込みが記載されている。	□	□
[役員・内職者・自営専従者・業務委託で就労証明書の証明者が保護者本人の方] ③ 直近の確定申告書第一・二表の控えのコピー（提出できない場合は、開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書等）を添付している。	□	□
④ ③の直近の確定申告書第一・二表の控えのコピー等が提出できない場合は、契約（発注）書のコピーまたは報酬の支払い状況がわかる資料のコピーを添付している。	□	□

※ 育児休業を取得中の場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
以下①～②の中であてはまるもの1つに☑をしてください。 育児休業を取得したまま新たに認定を受けることができるのは、②の場合に限ります。		
① 認定希望月の末日までに復職を予定している。	□	□
② 育児休業の取得前から、練馬こども園低年齢型を利用しており、育児休業取得中も同一施設の利用を継続する。 →「育児休業」を事由に認定します。ただし、育児休業中に転園する場合は、認定できません。	□	□

(2) 妊娠・出産を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
母子健康手帳の分娩予定日の記載ページ（練馬区の場合 P4）のコピーを添付している。		☐

(3) 疾病・負傷・障害を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
① 診断書または障害者手帳のコピーを添付している。	☐	☐
② 診断書は、疾病等により家庭で保育ができない旨および療養（見込）期間が記載されている。	☐	☐

(4) 介護・看護を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
介護・看護状況申告書に被介護者の介護保険被保険者証または診断書のコピーを添付している。	☐	☐

(5) 求職活動を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
保育の必要性の証明願の下部「求職の状況」を確認し、自筆で署名した。	☐	☐

(6) 就学を事由に認定の申請をする場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
① 就学先は、学校教育法に定める学校またはハローワーク等の公的機関があっせんをする職業訓練学校に該当する。	☐	☐
② 就学状況申告書を添付している。	☐	☐
③ ②の就学状況申告書が学校等で証明できない場合は、下記の書類 2 点を添付している。 ・入学月がわかる在学証明書または学生証、合格通知書等のコピー ・月の就学日数・時間がわかる時間割り（受講カリキュラム）のコピー	☐	☐
④ 就学時間は月 48 時間以上である。 ※月の就学時間が 48 時間に満たない場合は幼稚園係にお問合せください。	☐	☐

4 ひとり親に該当する場合

確認事項	確認済	確認済
	父	母
① ひとり親（離婚、死別、または未婚）に該当する。 保護者の戸籍謄本、離婚届受理証明書、児童扶養手当証書、ひとり親医療証（親医療証）等のうち、いずれか 1 点のコピーを添付している。	☐	
② ①に該当しない場合、離婚協議中、離婚調停中または離婚裁判中である。 ※離婚手続に関する証明書類の提出を追加で求める場合があります。	☐	
③ 離婚の場合、元配偶者と別世帯かつ別住所となっている。 ※別世帯かつ別住所となっていない場合、ひとり親として認定することはできません。	☐	